

口腔連携強化加算について



令和6年度介護報酬改定において

口腔連携強化加算が新設されました。

令和6年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
訪問系及び短期入所系サービスにおける口腔の連携強化に関する調査研究事業

高齢者は歯科治療が必要である方においても、治療が行われていない現状があります。特に在宅療養者においては、治療が行われていない割合が多いと言われています*。また、介護の現場には歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）が身近にいないことも多いかと思えます。

利用者に近い皆さんが、利用者の口腔を見た情報を歯科専門職と介護支援専門員に伝えることを評価された加算です。

※通所サービス利用者と比較

対象サービス

訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（★：介護予防も含む）

対象者

利用者の全員

必要な体制整備

ステップ
1

▶ **連携歯科医療機関を探す**（連携歯科医療機関は何個でも可）

歯科訪問診療料の算定をしたことがある歯科医療機関が連携歯科医療機関になります

ステップ
2

▶ **連携歯科医療機関の歯科医師や歯科衛生士に相談できる体制を確保する**

それを文書等で取り決めましょう

ステップ
3

▶ **届出をしましょう**

算定要件

①口腔の健康状態を評価する

評価項目：開口の状態、歯の汚れの有無、舌の汚れの有無、歯肉の腫れ・出血の有無、左右両方の奥歯のかみ合わせの状態、むせの有無、ぶくぶくうがいの状態、食物のため込み・残留の有無

②歯科医療機関と介護支援専門員に情報共有する

併算定できない 他の加算

- ・口腔・栄養スクリーニング加算
- ・居宅療養管理指導



注意事項

他の事業所であっても口腔連携強化加算を算定していればその利用者には算定できません。

介護スタッフの口腔評価スキル向上の効果

施設での調査ではありますが、施設スタッフの口腔管理に関するスキルの向上は、認知症要介護高齢者の口腔衛生状態を改善させる効果【Manchery N, 2020.】や、施設入居者全体の口腔衛生状態と義歯の状態を改善させる効果【Weintaub JA, 2018.】があるとされています。これは在宅療養者に携わるスタッフにもある程度共通することと考えられることから、訪問介護、訪問看護等に関わる皆さまの口腔を評価するスキルの向上そのものが、利用者の口腔状態を改善することにつながると考えています。

歯科専門職との連携の効果

●肺炎の発症予防●

全国30以上の介護保険施設入所者の縦断調査の結果、歯科衛生士による口腔衛生管理を受けている者の方が、肺炎の発症が少ないという結果があります【令和3年度老人保健健康増進等事業「施設系サービス利用者等の口腔衛生等の管理に関する調査研究事業」（一般社団法人 日本老年歯科医学会）】。さらに口腔衛生管理に嚥下機能訓練を追加して実施すると、肺炎発症を抑制することができるとされています。

●全身の健康維持●

要介護高齢者で、奥歯のかみ合わせを失っている方は、ADLの低下と認知機能の低下【Takeuchi K, 2015, 2016.】、嚥下障害の発症【Okabe Y, 2017.】、発熱リスクの増加【Izumi M, 2022.】などに関わっているとされています。左右両方の奥歯のかみ合わせの状態を正しく評価し、歯科専門職と連携することは全身の健康維持にもつながります。



よくあるご質問

Q1 訪問診療をしている歯科医療機関を探すにはどうしたらいいですか。

詳しくはこちら



A 例えば、医療情報ネット(ナビイ)などを活用すれば訪問診療をしている歯科医療機関を探すことができます。

Q2 連携歯科医療機関との取り決め文書等がありますか。

詳しくはこちら



A 決められた形式の文書はありません。例えば、相談可能な日時、相談方法など話し合って記載しておきましょう。書式例としては、口腔連携強化加算を含む様式(老年歯科医学会)も公開しておりますので、必要に応じてご活用ください。

Q3 届出の様式はどこでもらえますか。

詳しくはこちら



A 「厚生労働省のHP」体制届出に関する通知の項目にある別紙様式11が届出様式です。
歯科診療所名、所在地、歯科医名、歯科訪問診療料の算定実績の年月日、電話番号を記載し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は市町村、それ以外は都道府県に届出を提出します。

Q4 口腔の健康状態を評価について詳細を教えてください。

下記をご参照ください。

詳しくはこちら



A ○「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」
(老高発 0315 第2号 老認発 0315 第2号 老老発 0315 第2号 令和6年3月15日)
第七 口腔連携強化加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について(P42~)

詳しくはこちら



○「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)
また、今後老年歯科医学会ではe-ラーニングも公開予定です。

Q5 口腔の健康状態の評価は職種の限定はありますか。

A ありません。介護職員、看護職員、リハビリテーション専門職等皆様に実施いただけます。

Q6 歯科医療機関と介護支援専門員に情報共有は郵送ですか。

A 郵送には限定しておりません。情報の機密性には注意し、EメールやFAX等もご活用いただけます。

Q7 情報提供する歯科医療機関は連携歯科医療機関ですか。

A 連携歯科医療機関、利用者のかかりつけ歯科医等の両方もしくはいずれかです。
利用者やその家族、介護支援専門員の意向なども踏まえて検討してみてください。

Q8 情報提供された歯科医療機関はどうしたらいいですか。

A 歯科医師等による口腔内等の確認の必要性が「高い」場合は、情報提供した介護事業所及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に利用者の状況を確認し、歯科診療の必要性等について検討しましょう。
「低い」場合は、基本情報も含めて確認し、不明点等がある場合や、追加で必要な情報がある場合は、情報提供した介護事業所及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に問い合わせる等の必要な対応を実施しましょう。

Q9 算定についてわからない場合はどこに問い合わせたらいいですか。

A 算定する事業所のある市町村にまずはお問い合わせください。



一般社団法人

日本老年歯科医学会

Japanese Society of Gerodontology